

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
EALに関する追記・修正	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」改正に伴う語句の修正 ・EAL適用号機の追記 ・記載の適正化等による修正
平成30年4月泊発電所原子力事業者防災業務計画読み替え内容の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・当社組織名称（役職、施設名称を含む。）の変更に伴う読み替え内容の反映
北海道地域防災計画（原子力防災計画編：平成30年5月修正、原子力防災計画資料編：平成30年7月修正）との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道へ貸与する資機材名称の修正
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態支援組織保有資機材数量の最新化に伴う修正 ・用語定義の修正（他原子力事業者の表現との整合） ・記載の適正化による修正等

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、関係地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放出放射線量評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。